

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月29日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
スプリンクラー修理
- 2 履行(納品)場所
港南区笹下4丁目5 日下小学校第二グラウンド
- 3 契約日
令和6年6月19日
- 4 履行日又は履行期間
緊急指示を承諾してから令和6年8月31日まで
- 5 契約金額
1,606,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
ヒドロ工業株式会社 代表取締役 石田 日出夫
横浜市南区大岡3丁目16番8号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
第二グラウンドでは、体育の授業や中休み等で日常的に使用しており、近隣が集合住宅や戸建て住宅、道路に囲まれ、スプリンクラー不良により防塵機能が損なわれます。また、熱中症対策として地表温度を下げる効果もあることから早期の修繕が必要のため、緊急に契約を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
災害協力事業者名簿に記載があり、緊急対応が可能と回答があったため。
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課